

冬場に増加する暖房器具による事故に注意！ “うっかり”が思わぬ事故につながらないように…

【問い合わせ】消費生活センター（村民相談室内 ☎287-0858）

寒さが厳しくなるにつれ、電気、ガス、石油などを使った暖房器具の使用が増えてきます。これらは、使用方法を誤ったり点検を怠ったりすると思わぬ事故につながる可能性がありますので、注意が必要です。

！ 注意すべき製品と事故例

●カセットコンロ

カセットボンベを正しく装着しないまま使用したため、ガスが漏れてカセットコンロから発火した。



●電気ストーブ

電気ストーブの近くに干していた洗濯物が電気ストーブに接触し、火災が発生した。



●石油給湯器

長期の使用により石油給湯器の部品が劣化したため、器具内で漏れた灯油に引火して火災になった。



●温水洗浄便座

便座のコードがねじれて切れかかっていたところが熱をもってしまい、発火した。



●湯たんぽ・電気あんか

湯たんぽや電気あんかを足元に置いて眠ったところ、長時間皮膚に接触したため低温やけどを負った。



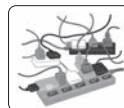
●石油暖房機器

石油ファンヒーターに、昨シーズンの残りの灯油を入れたらエラー表示が出た。メーカーから修理が必要だと言われた。



●電気プラグ・テーブルタップ

1つのコンセントにタップをつなぎ、たこ足配線で使用していたら突然発火した。容量オーバーだけでなく、もつれたコードにたまっていたほこりが原因だった。



事故に遭わないために

製品を長期間使用すると、経年劣化により製品事故を起こす恐れがあります。使用の際は、取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。また、製品の異常に気付いたらすぐに使用を中止し、メーカーや販売店などに相談しましょう。

国民年金 だより 老齢（退職）年金の 源泉徴収票

■「源泉徴収票」の送付

老齢（退職）年金受給者には、毎年1月中旬～下旬に、日本年金機構から「源泉徴収票（はがき）」が送付されます。※障害年金・遺族年金受給者は、所得税の課税対象ではないため送付されません。

■「源泉徴収票」の記載内容

▼前年1年間（1月1日～12月31日）に支払われた年金総支給額

▼年金から徴収された所得税額や社会保険料額（介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）

▼各種人的控除の人数 ※今回の源泉徴収票には、9月に提出された「令和2年分扶養親族等申告書」の内容が反映されています。

■確定申告・住民税申告での使用

年金以外に所得がある方や、源泉徴収票に記載されている内容以外に各種控除の追加、扶養人数の変更等がある方で、所得税の還付・納税が生じる場合は、所得税の確定申告（住民税のみ影響する場合は住民税の申告）をする必要があります。その際に、「源泉徴収票」が添付書類として必要となりますので、申告時期まで大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失した場合は、再発行の申請ができますので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へご連絡ください。なお、再発行は過去8年分まで可能です。



■問い合わせ

ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

（050で始まる電話の場合は ☎03・6700・1165）、水戸北年金事務所 ☎231局2283

申告の際は、
必要な書類を
忘れずに！